

# 空売り規制の総合的な見直しに伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	11
3. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	12
4. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	13
5. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	14

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(呼値)  第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならぬ。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。  (1) (略) (2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。以下「取引規制府令」という。）第11条第1項に規定する取引を除き、その旨 (3)～(6) (略)  2～8 (略)	(呼値)  第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならぬ。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。  (1) (略) (2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第10条各号に規定する取引を除き、その旨 (3)～(6) (略)  2～8 (略)
<u>(空売り価格規制の基準価格)</u>  <u>第16条 取引規制府令第12条第5項の規定により当取引所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</u>  <u>(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、出資証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下この項において同じ。）及び内国商品信託受益証券</u>  <u>次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びbに掲げる値段とする。ただし、配当落等の期日（第25条第1項に規定する配当落等の期日をいう。以下この項において同じ。）、第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日又は第26条に規定する取得対価の変更期日の基準価格は、別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関</u>	(新設)

する表により算出した値段とする。

a 前日に約定値段がある場合（当取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合を含む。）

前日の当該銘柄の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この項において同じ。）

b 前a以外の場合その他当取引所が同aに規定する最終値段によることが適當でないと認めるとき

当取引所がその都度定める値段

## (2) 外国株券

a 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている外国株券、その権利が表示される外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券及び信託財産である外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券又は信託財産である外国指標連動証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている受益証券発行信託の受益証券をいう。）

(a) 主たる外国金融商品取引所等における外国株券の直近（当取引所の直前の売買立会後の当取引所が適當と認める時点をいう。）の値段又は気配相場（以下「外国の相場」という。）を中値（東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値をいう。以下この項において同じ。）により円換算した価格（呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。）とし、外国の相場がないとき若し

くは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、当取引所が外国の相場によることが適当でないと認めたとき又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適當でないと認めたときは、当取引所がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準価格は、別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」により算出した値段とする。

イ 当該銘柄の配当落等の期日の前日以前の日において基準とする外国の相場が配当落又は権利落として売買が行われたものである場合

ロ 当該銘柄の配当落等の期日以後の日において基準とする外国の相場が配当落又は権利落として売買が行われたものでない場合

ハ 当該銘柄の表示株式数の変更期日（第26条に規定する表示株式数の変更期日をいう。以下この項において同じ。）の前日以前の日において基準とする外国の相場が新たな表示株式数により売買が行われたものである場合又は当該銘柄の表示株式数の変更期日以後の日において基準とする外国の相場が新たな表示株式数により売買が行われたものでない場合（当該銘柄に表示される権利に係る株式の併合若しくは分割又は配当が行われることに伴い当該銘柄について表示株式数が変更される場合を除く。）

(b) 前(a)の規定にかかわらず、当該銘柄の当取引所の市場における売買の状況等から当取引所が外国の相場を中値により円換算した価格を基準価格とすることが適當でないと認めた銘柄については、前号の規定を準用する。この場合において、同号b中「その他当取引所が同aに規

定する最終値段によることが適当でないと認めるとき」とあるのは「、表示株式数の変更期日の基準価格を定める場合その他当取引所が同 a に規定する最終値段によることが適當でないと認めるとき」と読み替える。

b 前 a 以外の銘柄

前号の規定を準用する。この場合において、同号 b 中「その他当取引所が同 a に規定する最終値段によることが適當でないと認めるとき」とあるのは「、表示株式数の変更期日の基準価格を定める場合その他当取引所が同 a に規定する最終値段によることが適當でないと認めるとき」と読み替える。

(3) 債券

日本証券業協会が公表する売買参考統計値。ただし、同協会が当該売買参考統計値を公表しない場合又は当取引所が当該売買参考統計値によることが適當でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券

a 内国法人の発行する転換社債型新株予約権付社債券

第 1 号本文の規定を準用する。ただし、第 26 条に規定する行使条件の変更期日の基準価格及び期中償還請求権の権利落期日（第 26 条の 2 に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日をいう。以下この項において同じ。）の基準価格は、当取引所がその都度定める。

b 外国法人の発行する転換社債型新株予約権付社債券（以下「外国転換社債型新株予約権付社債券」という。）

当該外国転換社債型新株予約権付社債券の理論価格（ $100 \times$ 当該外国転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行に係る行使対象上場株券の基準価格／当該外国転換社債型新株予約権付社債券の転換価額（新株予約権の行使により発行する株式の発行価

額をいう。) を当該外国転換社債型新株予約権付社債券に係る固定為替レートにより円換算した額) に当該外国転換社債型新株予約権付社債券の直近の最終値段の存在する日のかい離率に 1 を加えた数値を乗じて算出した値段(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。) とし、当取引所が当該値段を用いることが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定める。

#### (5) 交換社債券

次の a 及び b に掲げる区分に従い、当該 a 又は b に定めるところによる。ただし、第 26 条に規定する交換条件の変更期日の基準価格及び期中償還請求権の権利落期日の基準価格は、当取引所がその都度定める。

##### a 交換対象株券が内国株券である交換社債券

第 1 号本文の規定を準用する。

##### b 交換対象株券が外国株券である交換社債券

交換対象株券の外国の相場を中値により円換算した価格を勘案し、当取引所がその都度定める。

2 前項第 1 号及び第 2 号 b の規定にかかわらず、株券(当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)のうち新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の初値決定日並びに事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がそ

の都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」  
といふ。）の権利落後始値の決定日における基準  
価格は、次の各号に定めるところによる。

- （1）直接上場銘柄については、初値とする。
- （2）人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄に  
ついては、権利落後始値とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第1項第2  
号に規定する当取引所が定める銘柄の新規上場  
日の基準価格は当該銘柄の発行価格又は売出価  
格とし、新規上場日後、初値決定日以前の基準価  
格は、当取引所が定めるところにより気配表示が  
行われているときは、前日の当該銘柄の最終気配  
値段（前日に最終気配値段がない場合には前日の  
当該銘柄の基準価格）とする。

4 第1項第4号及び第5号の規定にかかわらず、  
転換社債型新株予約権付社債券又は交換社債券  
で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指  
定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国  
内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄  
以外の銘柄の上場日における基準価格は、当取引  
所がその都度定める。

第17条から第22条まで 削除

（立会外分売に関する制約）

第46条（略）

2 取引参加者は、当取引所が分売要領を発表する  
以前に、当該分売について買付けの勧誘を行って  
はならない。ただし、当該分売に係る有価証券の  
発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる  
報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売  
を行う旨を公開している場合における当該公開  
内容又はその旨を当取引所に通知し、かつ、当取  
引所が電磁的方法（取引規制府令第56条第2項  
に規定する電磁的方法をいう。）により当該通知  
内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知  
内容に基づく買付けの勧誘は、この限りではない。

第16条から第22条まで 削除

（立会外分売に関する制約）

第46条（略）

2 取引参加者は、当取引所が分売要領を発表する  
以前に、当該分売について買付けの勧誘を行って  
はならない。ただし、当該分売に係る有価証券の  
発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる  
報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売  
を行う旨を公開している場合における当該公開  
内容又はその旨を当取引所に通知し、かつ、当取  
引所が電磁的方法（有価証券の取引等の規制に關  
する内閣府令第56条第2項に規定する電磁的  
方法をいう。）により当該通知内容を公衆の縦覧  
に供した場合における当該通知内容に基づく買  
付けの勧誘は、この限りではない。

## 付 則

この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。

別表 配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表

(新設)

### 1 内国株券（第16条第1項第1号関係）

#### (1) 配当落

##### a 金銭の配当の場合

基準価格 = 配当付最終値 - 配当金額

##### b 前a以外の場合

当取引所がその都度定める。

#### (2) 権利落（新株落）

##### a 株式分割の場合

###### (a) 新株落が配当落と同時の場合

基準価格 = (権利付最終値 - 配当金額) × 分割比率

###### (b) 新株落が配当落と異なる場合

基準価格 = 権利付最終値 × 分割比率

##### b 株式無償割当て（当該株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）の場合

###### (a) 新株落が配当落と同時の場合

基準価格 =  $\frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額}}{1 + \text{新株割当率}}$

###### (b) 新株落が配当落と異なる場合

基準価格 =  $\frac{\text{権利付最終値}}{1 + \text{新株割当率}}$

##### c 有償増資（併行増資を含む。）の場合

###### (a) 新株落が配当落と同時の場合

基準価格 =  $\frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額}}{1 + \text{新株割当率}}$

基準価格 =  $\frac{+ \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$

###### (b) 新株落が配当落と異なる場合

基準価格 =  $\frac{\text{権利付最終値}}{1 + \text{新株割当率}}$

基準価格 =  $\frac{+ \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$

d その他の場合

当取引所がその都度定める。

(3) 株式併合

a 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と同時の場合

基準価格 = (株式併合前最終値 - 配当金額) ÷ 併合比率

b 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と異なる場合

基準価格 = 株式併合前最終値 ÷ 併合比率

(4) 権利落 (新株予約権無償割当て (割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。))

(2) c の規定を準用する。この場合において、同 c 中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式 1 株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」とそれぞれ読み替える。

(5) 取得対価の変更

当取引所がその都度定める。

2 外国株券 (第 16 条第 1 項第 2 号 a 関係)

(1) 第 16 条第 1 項第 2 号 a の (a) イに掲げる場合

a 配当落

(a) 金銭の配当の場合

基準価格 = 外国の相場 + 配当金額

(b) 前 (a) 以外の場合

当取引所がその都度定める。

b 権利落 (新株落)

(a) 株式分割の場合

イ 新株落が配当落と同時の場合

基準価格 =  $\frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}} + \text{配当金額}$

ロ 新株落が配当落と異なる場合

基準価格 =  $\frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}}$

### 分割比率

(b) 有償増資（併行増資を含む。）の場合

イ 新株落が配当落と同時の場合

基準価格 = 外国の相場 × (1 + 新株割当率) + 配当金額 - 新株払込金額

ロ 新株落が配当落と異なる場合

基準価格 = 外国の相場 × (1 + 新株割当率) - 新株払込金額

(c) その他の場合

当取引所がその都度定める。

(2) 第16条第1項第2号aの(a)ロに掲げる場合

第1項の内国株券の算式を準用する。

(3) 第16条第1項第2号aの(a)ハに掲げる場合

当取引所がその都度定める。

3 出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券

第1項の規定は、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券について準用する。

4 外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

第2項の規定は、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。

(注1) 算出した基準価格に呼値の単位に満たない端数金額が生じた場合には、これを四捨五入等する。

(注2) 配当付最終値及び権利付最終値とは、配当落及び権利落となる日の前日の当該銘柄の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）をいう。ただし、第2項第2号の規定により準用する場合は、その日の適用される外国の相場とする。

(注3) 株式併合後の株券の売買開始の期日とは、第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日をいう。

(注4) 株式併合前最終値とは、株式併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(注5) 配当金額は次のとおりとする。

(1) 当期の配当金額が確定していない場合

前期配当金額とする。ただし、配当金額につき変更等が予想される場合には、当該銘柄の発行者への照会により確認（配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行者からの通知により確認）された当期の配当金額によるものとする。

(2) 当期の配当金額が確定している場合

当期配当金額とする。

(注6) 新株払込金額は、旧株1株に対する新株の払込金額とする。

(注7) 新株予約権の行使に際して払い込む金額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額に新株予約権の行使により交付される株式の数を乗じて算出する金額とする。

(注8) 外国の相場及び外国株券に係る配当金額は、東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円換算する。ただし、当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定める。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(委託の際の指示事項)	(委託の際の指示事項)
第6条 顧客は、有価証券の売買の委託（次条に規定する有価証券の売買の委託を除く。）をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。	第6条 顧客は、有価証券の売買の委託（次条に規定する有価証券の売買の委託を除く。）をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。
（1）～（7）（略）	（1）～（7）（略）
（8） 空売りを行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。 <u>以下「取引規制府令」という。）第11条第1項</u> に規定する取引を除き、その旨	（8） 空売りを行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号） <u>第10条各号</u> に規定する取引を除き、その旨
（9）～（12）（略）	（9）～（12）（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、 <u>取引規制府令第15条第1項各号</u> に規定する取引であるか否かの別を、取引参加者に対し明らかにするものとする。	4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、 <u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号</u> に規定する取引であるか否かの別を、取引参加者に対し明らかにするものとする。
付 則	
この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(気配表示)</p> <p>第11条 規程第12条第2項第4号及び<u>第7項</u>かつこ書、<u>同第16条第1項第1号a</u>かつこ書、<u>同第43条かつこ書</u>、<u>同第46条第1項かつこ書</u>並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の（注2）かつこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第10条に規定する特別気配表示及び同第11条に規定する連続約定気配表示とし、<u>規程第16条第3項に規定する気配表示は、呼値に関する規則第10条に規定する特別気配表示とする。</u></p>	<p>(気配表示)</p> <p>第11条 規程第12条第2項第4号及び<u>第6項</u>かつこ書、第43条かつこ書並びに<u>第46条第1項かつこ書</u>に規定する気配表示は、呼値に関する規則第10条に規定する特別気配表示及び同第11条に規定する連続約定気配表示とする。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。</p>	

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第8条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令<u>第15条第1項</u>各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第8条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令<u>第14条</u>各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。</p>	

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(基準値段)	(基準値段)
第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。	第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 債券  日本証券業協会が公表する売買参考統計値。 ただし、同協会が当該売買参考統計値を公表しない場合又は当取引所が当該売買参考統計値によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。	(3) 債券  日本証券業協会が公表する売買参考統計値。 ただし、同協会が当該 <u>店頭</u> 売買参考統計値を公表しない場合又は当取引所が当該 <u>店頭</u> 売買参考統計値によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
付 則	
この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。	
別表 基準値段算出に関する表	別表 基準値段算出に関する表
1～3 (略)	1～3 (略)
4 外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券  第2項の規定は、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び <u>外国</u> 受益証券発行信託の受益証券について準用する。	4 外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券  第2項の規定は、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び受益証券発行信託の受益証券について準用する。
(注1)～(注7) (略)	(注1)～(注7) (略)